

## 第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画策定 業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務の趣旨・目的

「第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画」を策定するにあたり、高度な専門的知識や業務遂行能力を必要とすることから、本業務を適切に実施できる提案者を公募型プロポーザル方式により選定（以下「本プロポーザル」という。）し、この事業の契約優先候補者を選定するものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画策定業務

#### (2) 業務の内容

「第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画」の策定に関する業務（別添仕様書の通り）

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

#### (4) 業務に関する費用

委託上限額 6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この上限額を超えてはならない。超えた場合は失格とする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「応募者」という。）は、参加表明書及び企画提案書等書類提出期限日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加表明書及び企画提案書等書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は参加を認めないものとする。

- (1) 市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (5) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に

- 規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）に基づく指名停止措置を公告日から契約候補者特定の日まで受けていないこと。
  - (7) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
  - (8) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、障害者福祉計画等の策定業務の受託実績を有していること。または木津川市障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定関連業務の受託実績を有していること。
  - (9) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク制度認証（JISQ15001）の認証を受けている者であること。
  - (10) 障害者福祉の関連法令について高い見識を有していること。
  - (11) 京都府内又は近畿圏内に本社又は支店等を有する者であること。
  - (12) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
  - (13) 木津川市役所において行う打合せ等に出席できること。
  - (14) 電子メールでの情報の交換ができること。

#### 4 スケジュール

項目	年月日
公告	令和8年5月14日（木）
質問受付期限	令和8年5月29日（金）正午まで
参加表明書・提案書等提出期限	令和8年6月12日（金）正午まで
1次選定（書類審査）	令和8年6月15日（月）
1次選定結果通知	令和8年6月16日（火）
プレゼンテーション実施日	令和8年6月25日（木）
審査結果通知、契約内容の協議	令和8年6月 下旬以降～

#### 5 質問事項の受付及び回答

- (1) 受付期限  
令和8年5月29日（金）正午まで
- (2) 受付方法  
質問書（様式第1号）により下記あて電子メールにより提出すること。  
E-mail: fukushi@city.kizugawa.lg.jp
- (3) 回答方法  
本ホームページに掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、本実施要領及び仕様書に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

6 参加申込みの手続き等

(1) 提出書類

①参加表明書等

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式第2号	正1部
事業者概要書	様式第3号	正1部、正の写し5部
業務実績書	様式第4号	正1部、正の写し5部

②企画提案書等

提出書類	様式	提出部数
提案書表紙	様式5号	正1部、正の写し5部
企画提案書 ※1	A4任意	正1部、正の写し5部
業務実施体制	A4任意	正1部、正の写し5部
工程表	A4任意	正1部、正の写し5部
見積書 ※2	A4任意	正1部

注)「正の写し」については、全ての書類において提案者を推定することができる情報（事業者名、代表者名、住所、マーク、ロゴ等）を削除して提出すること。

※1 企画提案書は、A4用紙サイズとし、ページ数は表紙や目次等を除き25ページ以内とする（A3用紙サイズの使用も可とするが、ページ数はA3用紙片面でA4用紙2ページとして取り扱い、当該用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと）。印刷は両面印刷とし、ページ数を付すこと。文字サイズは10ポイント以上で作成すること。

※2 見積書は、仕様書に定める内訳の分かるものとする。

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午まで

※午前9時から午後4時00分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（受付期間内に必着させるものに限る。）

(4) 提出先

木津川市役所 1階 （4番窓口 社会福祉課）

## 7 審査・選考方法

木津川市第8期木津川市障害福祉計画・第4期木津川市障害児福祉計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別表「審査基準」に基づき提案書等の審査を行う。

### (1) 1次選定（書類審査）

#### ① 期日

令和8年6月15日（月）

#### ② 実施方法

- ・提出書類に基づき応募者の参加資格を確認する。
- ・応募者数が3者を超えた場合は、企画提案書等の内容を書類審査し、上位3者に絞り込む。なお、1次選定の評価点は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。
- ・応募者が3者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び提案見積金額が提案上限額を超えた場合には失格とする。
- ・1次選定の結果を令和8年6月16日（火）までに応募者に対して電子メールにて通知する。

### (2) 2次選定（プレゼンテーション）

#### ① 期日（予定）

令和8年6月25日（木）

#### ② 実施方法

- ・時間、場所など詳細については別途連絡する。
- ・所要時間は30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とする。
- ・出席者は3名以内とし、説明は責任者が行うこと。
- ・説明は提案書の内容とし、新たな資料の配布及び使用は認めない。

### (3) 審査

提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、選定委員会において最高評価点を得た者を契約優先候補者として選定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、評価点の合計が6割に満たない場合は、契約優先候補者として選定しない。

### (4) 結果通知

プレゼンテーションの審査結果は、契約優先候補者が決定した後、速やかに本審査参加者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 8 契約

審査の結果、契約優先候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記

のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は契約優先候補者が本契約を辞退したとき。
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

## 9 欠格事項

次の条件に該当する場合は欠格とする。この場合、提案者の審査を行わず、契約優先候補者とししない。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき又は満たさなくなったとき。
- (2) 見積書記載金額が見積限度額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 公告、募集要項等に示された条件に違反したとき。
- (5) 提出書類が提出期限内に提出されなかったとき。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと認められるとき。
- (7) 談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (8) プレゼンテーション（ヒアリングを含む。）を理由なく欠席したとき。
- (9) 1事業者で2件以上の企画提案書を提出してきたとき。

また、提出期限を過ぎて書類が提出されたときは、当該提出書類は無効とする。

## 10 その他

- (1) 本要領及び仕様書に定めのない事項については、契約優先候補者選定後、双方協議のうえ決定する。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する時は、辞退届様式第6号)を提出すること。
- (4) 提出書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- (7) 提出書類について、本件に係る公文書開示請求があった場合は、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）に基づき取り扱うものとする。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (9) 参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。

(10) 本プロポーザルに関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(11) 審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てについては、一切受け付けないので、これを承諾のうえ応募すること。

## 1 1 事務局

木津川市 健康福祉部 社会福祉課

〒619 - 0286 京都府木津川市木津南垣外 1 1 0 番地 9

TEL : 0774-75-1211 (直)、 0774-72-0501 (代)

FAX : 0774-75-2083

E-mail: [fukushi@city.kizugawa.lg.jp](mailto:fukushi@city.kizugawa.lg.jp)